
第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 2 0 年 3 月 2 6 日 (水 曜 日)

議事日程

平成 2 0 年 3 月 2 6 日 午前 9 時 3 3 分 開議

1 開議宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 9 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第 4 議案第 10 号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について

日程第 5 議案第 11 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 12 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 13 号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 14 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 15 号 公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 16 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 17 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 18 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 19 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 20 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 21 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 22 号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について

日程第 17 議案第 23 号 町道路線の変更について (安原富岡 1 号支線)

日程第 18 議案第 24 号 町道路線の変更について (寺坂保田線)

日程第 19 議案第 25 号 町道路線の変更について (東谷線)

- 日程第 20 議案第 26 号 町道路線の変更について（上坪田線）
- 日程第 21 議案第 27 号 町道路線の認定について（新坪田線）
- 日程第 22 議案第 28 号 町道路線の認定について（人権交流センター線）
- 日程第 23 議案第 29 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 24 議案第 68 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する
条例の制定について
- 日程第 25 議案第 69 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 30 号 平成 20 年度大山町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金
貸付事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 38 議案第 42 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 43 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 44 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 45 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 46 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 43 議案第 47 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 48 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 45 議案第 49 号 平成 20 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 46 議案第 50 号 平成 20 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 47 議案第 70 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 48 議案第 71 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 49 平成 19 年陳情第 16 号 法務局の増員に関する陳情
- 日程第 50 陳情第 1 号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）
- 日程第 51 陳情第 3 号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援
施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情

- 日程第 52 陳情第 4 号 地域医療と国立病院の充実に関する陳情
- 日程第 53 陳情第 2 号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 54 発議案第 1 号 法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設の増員に関する要請書の提出について
- 日程第 55 発議案第 2 号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 56 議員派遣について
- 日程第 57 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 58 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 59 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 60 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)
- 日程第 61 発議案第 3 号 議員定数等調査特別委員会に関する決議について
- 日程第 62 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告

本日の会議に付した事件

1 開議宣告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 10 号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 11 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 12 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 13 号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 15 号 公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 16 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 17 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 18 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 13 議案第 19 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 20 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 21 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 22 号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について
- 日程第 17 議案第 23 号 町道路線の変更について（安原富岡 1 号支線）
- 日程第 18 議案第 24 号 町道路線の変更について（寺坂保田線）
- 日程第 19 議案第 25 号 町道路線の変更について（東谷線）
- 日程第 20 議案第 26 号 町道路線の変更について（上坪田線）
- 日程第 21 議案第 27 号 町道路線の認定について（新坪田線）
- 日程第 22 議案第 28 号 町道路線の認定について（人権交流センター線）
- 日程第 23 議案第 29 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 24 議案第 68 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 69 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 30 号 平成 20 年度大山町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 38 議案第 42 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 43 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 44 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 45 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 46 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計予算

- 日程第 43 議案第 47 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
 日程第 44 議案第 48 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計予算
 日程第 45 議案第 49 号 平成 20 年度大山町水道事業会計予算
 日程第 46 議案第 50 号 平成 20 年度大山町索道事業会計予算
 日程第 47 議案第 70 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 48 議案第 71 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 49 平成 19 年陳情第 16 号 法務局の増員に関する陳情
 日程第 50 陳情第 1 号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）
 日程第 51 陳情第 3 号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援
 施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情
 日程第 52 陳情第 4 号 地域医療と国立病院の充実に関する陳情
 日程第 53 陳情第 2 号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林
 復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
 日程第 54 発議案第 1 号 法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設の増員
 に関する要請書の提出について
 日程第 55 発議案第 2 号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立
 病院の充実を求める意見書の提出について
 日程第 56 議員派遣について
 日程第 57 閉会中の継続調査について （総務常任委員会 所管事務調査）
 日程第 58 閉会中の継続調査について （教育民生常任委員会 所管事務調査）
 日程第 59 閉会中の継続調査について （経済建設常任委員会 所管事務調査）
 日程第 60 閉会中の継続調査について （議会運営委員会 所管事務調査）
 日程第 61 発議案第 3 号 議員定数等調査特別委員会に関する決議について
 日程第 62 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己

19番 荒松 廣志

20番 西山 富三郎

21番 鹿島 功

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊 雅照 書記 …………… 汐田 美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口 隆之	副町長……………	田中 祥二
教育長 ……………	山田 晋	代表監査委員 ……	椎木 喜久男
大山支所長 ……	河崎 博光	中山支所長 ……	福田 勝清
総務課長 ……	田中 豊	企画情報課長 ……	小谷 正寿
住民生活課長 ……	後藤 透	税務課長 ……	野間 一成
地域整備課長 ……	押村 彰文	農林水産課長 ……	池本 義親
水道課長 ……	小西 正記	福祉保健課長 ……	戸野 隆弘
人権推進課長 ……	近藤 照秋	教育次長……………	狩野 実
社会教育課長 ……	麴谷 昭久	幼児教育課長……………	高木 佐奈江
観光商工課長 ……	福留 弘明	大山振興課長……………	齋藤 淳
診療所事務局長……………	中田 豊三	農業委員会事務局長……………	高見 晴美

午前9時33分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。3月定例議会いよいよ本日最終日となりました。これから討論採決と粛々と始めていくわけでございますけれど、皆さん方、いろいろと大変長丁場でございましたが、しっかりと審議いただきますようによろしく願いいたしまして、開会させていただきます。

ただいまの出席議員は21名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

日程第 2 議案第 8 号～日程第 4 6 議案第 5 0 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから、日程第 4 6、議案第 5 0 号 平成 2 0 年度大山町索道事業会計予算まで、計 4 5 議案を一括議題にします。

平成 2 0 年度予算等審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 荒松廣志君。

○平成 2 0 年度予算等審査特別委員長（荒松廣志君） 議長。審査結果をご報告をいたします。お手元に議長に提出しました報告書の写しを配布しておりますので、それを見ていただきたいと思います。

平成 2 0 年度予算等審査特別委員会報告書、平成 2 0 年 3 月 2 6 日、大山町議会議長 鹿島 功様、平成 2 0 年度予算等審査特別委員長 荒松廣志。

平成 2 0 年 3 月 7 日、平成 2 0 年第 3 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 2 0 年度予算等審査特別委員会に付託された条例、予算等の議案について審査いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、1 番、事件名としていますが、議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから、議案第 6 9 号 平成 2 0 年度大山町索道事業会計予算までの計 4 5 議案であります。

2 番目、事件の内容は、当初予算等の審査であります。

3 番目、審査結果の報告ですが、付託を受けた 4 5 議案について審査の効率化を図るため、議案を常任委員会の所管ごとに分け、平成 2 0 年 3 月 1 1 日、1 2 日、1 3 日、1 4 日、2 4 日の 5 日間それぞれ審査を行いました。

各議案について関係課長に質問し、詳細な説明を受けております。2 4 日には、全体審査を行い、各分科会の委員長からそれぞれの審査の報告を受け、質疑を行った後で全体のまとめを行いました。

4 番目、審査の結果は、付帯意見を付して 4 5 議案すべてを可とすべきものと決定いたしました。

5 番目、付帯意見でございます。まず総論として申し上げますが、町財政逼迫の折、かなりの緊縮予算であると理解しますが、今後においても、企業誘致、人口増加の施策、若者定住施策、地域の活性化、産業の振興、遊休地処分等を積極的に推し進めるとともに、投資的事業については、費用対効果を精査し、健全な財政運営に努められたい。町税・国民健康保険税・使用料・貸付金等の滞納については、関係各課が徴収に努力していることは認めるものの、滞納金の総額は依然として増加の傾向にある。税務課滞納対策室を中心に、管理職以下全職員が一丸となり、悪質な事例においては、法的措置も視野に連帯保証人への指導も含め、一層滞納金整理に努力されることを強く要望いたします。

また、上・下水道の使用料においては、目標年次を定めて、旧町間で異なる料金の統一を速やかに図られたい。

次に各論として、申し上げます。

議案第17号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、巡回バスを利用する障害者の使用料の軽減を考慮されたい。

議案第30号 平成20年度大山町一般会計予算については、今年度の一般会計予算の中で一番注目され、なおかつ議論が沸騰したのが観光交流拠点整備事業費1億5,000万円であります。審査の中で発言のありました各議員の意見等を重く受け止め、大山恵みの里公社と連携し、大山寺や御来屋漁港あるいは町内観光地の情報発信や誘導、特産品の販売等にも力を注ぎ、山陰道が全線開通した後にも、魅力ある施設として生き残れるよう、鋭意努力されたい。

また、大山小学校赤松分校や保育所のあり方については、保護者や関係機関と協議のうえ、早急に課題の解決に努められたい。

議案第37号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計予算についてであります。年々増加する医療費の抑制や会計の健全化を図るうえでも、一層疾病の予防対策や各種検診の充実に努められたい。

次に、議案第45号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計予算についてありますが、頻発する落雷被害対策への根本的な対策を講じられたい。

議案第48号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計予算については、多額な一般会計からの繰入金により維持されており、町財政の健全化及び特別会計独立の観点から、放送事業者等への委託料の軽減に努められたい。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これから討論採決を行います。討論・採決は1議案ごとに行います。

議案第8号

○議長（鹿島 功君） これから議案第8号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 9 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 10 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 10 号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 11 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 11 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 11 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定すること

に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 1 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 1 2 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 3 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 1 3 号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 1 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 1 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 4 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 1 4 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 1 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（鹿島 功君） これから議案第15号 公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（鹿島 功君） これから議案第16号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（鹿島 功君） これから議案第17号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第17号を

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（鹿島 功君） これから議案第18号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（鹿島 功君） これから議案第19号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号

○議長（鹿島 功君） これから議案第20号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（鹿島 功君） これから議案第21号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（鹿島 功君） これから議案第22号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号

○議長（鹿島 功君） これから議案第23号 町道路線の変更について（安原富岡1号支線）の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号

○議長（鹿島 功君） これから議案第24号 町道路線の変更について（寺坂保田線）の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号

○議長（鹿島 功君） これから議案第25号 町道路線の変更について（東谷線）の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（鹿島 功君） これから議案第26号 町道路線の変更について（上坪田線）の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第26号は委員長の報告のとおり

可決されました。

議案第 27 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 27 号 町道路線の認定について（新坪田線）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 27 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 28 号 町道路線の認定について（人権交流センター線）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 28 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 29 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 68 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 68 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 68 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 68 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 69 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 69 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 69 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 69 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 30 号 平成 20 年度大山町一般会計予算についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第31号 平成20年度大山町土地取得特別会計予算についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号

○議長（鹿島 功君） これから議案第32号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号

○議長（鹿島 功君） これから議案第33号 平成20年度大山町開拓専用水道特別会計予算についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（鹿島 功君） これから議案第34号 平成20年度大山町地域休養施設特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号

○議長（鹿島 功君） これから議案第35号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（鹿島 功君） これから議案第36号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号

○議長（鹿島 功君） これから議案第37号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第37号を

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（鹿島 功君） これから議案第38号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（鹿島 功君） これから議案第39号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（鹿島 功君） これから議案第40号 平成20年度大山町老人保健特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（鹿島 功君） これから議案第41号 平成20年度大山町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号

○議長（鹿島 功君） これから議案第42号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長（鹿島 功君） これから議案第43号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（鹿島 功君） これから議案第44号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（鹿島 功君） これから議案第45号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（鹿島 功君） これから議案第46号 平成20年度大山町温泉事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（鹿島 功君） これから議案第47号 平成20年度大山町宅地造成事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（鹿島 功君） これから議案第48号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（鹿島 功君） これから議案第49号 平成20年度大山町水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（鹿島 功君） これから議案第50号 平成20年度大山町索道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第47 議案第70号

○議長（鹿島 功君） 日程第47、議案第70号 教育委員会委員の任命についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました、議案第70号 教育委員会委員の任命について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町塩津832番地2 朝倉幸子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

朝倉さんは、現在、鳥取西部農協にお勤めであります。平成12年から中山中学校のPTAの役員として活躍され、現在も中学校のお子さんを養育されておられます。

また、中山地区の女性問題地域推進委員も経験されており、人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は20年4月1日から4年間です。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 新たな教育委員さんの任命ということで、提案があつてるところなんですけども、今回の教育委員会委員、新しく任命されるということにつきましては、まあ教育委員の定数を1名増員したことに伴う新たな人選でございますが、その教育委員会の定数を増やしたということがですね、わたしの理解では、教育現場により近い人を今回教育委員、一人増やそうと、PTA枠だということで理解しております。

で、今回提案があつておりますこの朝倉さんですけど、わたしの方は直接存じ

ておりませんが、いろいろ事前に説明を聞いた限りでは、町長おっしゃるように人格識見とも問題のないまあ基本的には教育委員さんとして適任の方であろうというふうには考えていますが、そもそもPTA枠としての1名の増員として考えたときに、若干どうなんだろうなというふうに疑問の思うところがございます。と、言いますのが、まあこの朝倉さんお子さんがもう中学校の3年生で、PTAとしては、残り1年だということございまして、まあ特に大きな問題ではないのかもしれませんが、近頃の学校現場の話の聞いたりしますと、保護者の考え方も大変多様になっていると。聞くところによりますと、そのまあわたしが子どもの頃はですね、先生のいうことをよう聞いて一生懸命勉強しなさいというふうに保護者なりによく言われたんですけど、近頃の保護者の方の中にはですね、「勉強ばかりがすべてじゃない」と「そげにそげに学校で勉強、勉強ばかり言うな」というような保護者の方も増えておられると聞いております。わたしはそういう考え方、決して正しいとは思わないんですけども、そういう格好で保護者もいろいろさまざまになってきていると。これがやっぱり特に気にしなくちゃいけない問題じゃないか、と思います。それでまあ、今頃は小学校の保護者の方もPTAも若い方はもう25、6歳でPTAになっておられる方もある。で、年配の方は、それこそ50歳位の方も小学校のPTAをしておられたりしておられるわけで、考え方も非常にさまざま。やはりその中でより、何て言うんですかね、学校の現場の状況を把握するためには、もう少し若い人の人選の方がより良かったのじゃないのかなと、今の現在のPTA、ごめんなさい教育委員さん、これまでも5名おられましたが、それぞれ人格なり識見も優れた方です。

ただ皆さん、50代以上の方ばかりですので、やはり違う感覚の、例えば30代ぐらい人選の方が今回1名増員をしたということについてはより良い選択ではなかったのかなと思うんですけども、そういった部分で、当然この朝倉さんで問題ないわけですけども、30代、40代での人選が検討されたのか、この辺りご答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問に答弁させていただきますが、このたび条例を可決をいただきましたので、1名教育委員の増員ということで、任命うさせていただきます。まあ確かにこの度PTAの会員と言いますか、お子様をお持ちの方に選任させていただくわけでありましてけれども、決してPTA枠で一人という考え方の中で朝倉さんをとということではないというふうに思っております。

従ってこれから、親の立場で実際に子どもを養育されている方に教育委員になっていただいて、そういった意見は入れていこうということは当然進めていくことでありますけれども、これから6人の委員さん、あるわけありますから、現在そういう方がいらっしやらないので、当面この度、朝倉さんにそういった立場から意見なりを聞き

たいという考え方の中で、実際にお子様がいらっしゃる朝倉さんをお願いしたわけでありまして、これから、そういう意味では中学校で1年ではありますけれど、これからまた委員の再任について、それぞれその場合において、その時の構成の中でまた適任の方を選任するという事にもなってくるというふうなふう思っておりますので、その時に今30代、40代、もっと若い方を考えなかったかということでもありますけれど、確かにそういった議論もいたしましたけれど、今われわれで考えられる適任の方としてはいろんな方面から考えてこの朝倉さんが適任であるということでの判断をさせて提案をさせていただいているものであります。そういった中で、これから今議員さんからご指摘のありましたようなことも教育委員会の中でいろいろ議論が進んでいくんだらうと思っておりますし、また今後の教育委員の任命にあたりましてもそういった意味では決してPTAの方が一人というわけではありませぬので、今後についてはそういった立場の方に入らせていただくというようなこともこれから考えていくことになるのではないのかなというふうにおもっておりますので、ご理解いただければと思います。以上であります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第70号はこれに同意することに決定いたしました。

日程第48 議案第71号

○議長（鹿島 功君） 日程第48、議案第71号 教育委員会委員の任命についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第71号 教育委員会委員の任命について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町松河原260番地 池山勝也さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

池山さんには、3町合併後の平成17年5月12日から大山町教育委員会委員としてご活躍をいただいているところです。

来たる5月11日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第71号はこれに同意することに決定いたしました。

日程第49 平成19年陳情第16号

○議長（鹿島 功君） 日程第49、平成19年陳情第16号 法務局の増員に関する陳情についてを議題にいたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員会委員長 椎木学君。

○総務常任副委員長（椎木 学君） 総務委員会の委員長の椎木でございます。ただいま議題となりました平成19年陳情第16号について総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成20年3月14日、審査人員は全員の7名です。

この陳情は、全法務省労働組合から提出されたもので、法務大臣、財務大臣、総務大臣に対して、法務局・更生保護官署・入国管理官署、少年院施設への増員を求めた国会請願の履行を求めるものであります。

法務局では、制度・法律の改正施行による業務量の増加が、また更生保護官署では、基本的に少ない保護監察官、入国管理官署では、増加傾向の不法出入国業務等、また少年院施設では、近年著しい少年犯罪の増加・凶悪化への対応等、いずれも理解できる状況であります。慎重に審議を重ねた結果、当総務常任委員会は、全会一致で採択すべき陳情と決しました。

以上で総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから平成19年陳情第16号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから平成19年陳情第16号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、平成19年陳情第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第50 陳情第1号～日程第52 陳情第4号

○議長（鹿島 功君） 日程第50、陳情第1号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）についてから、日程第52、陳情第4号 地域医療と国立病院の充実に関する陳情についてまで、計3件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題になりました陳情第1号、介護保険料の激変緩和措置継続のお願いについてから、陳情第4号、地域医療と国立病院の充実に関する陳情についてまでの陳情3件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成20年3月14日、7人の委員全員で審査いたしました。

陳情第1号は、介護保険料の激変緩和措置継続の陳情であります。

介護保険料の激変緩和措置の継続は、2年間行われてきているが、さらなる継続は、大山町の厳しい介護保険会計を圧迫し保険料のアップにもつながっていくことにもなるので、不採択と決しました。

次に陳情第3号は、「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情についてであります。

委員会では、国の次世代育成支援対策費等は、平成20年度概算要求段階で、前年度を上回っており、子育て支援施策への配慮が伺えることから、不採択と決しました。

陳情第4号は、地域医療と国立病院の充実に関する陳情についてであります。

国立米子病院機構米子医療センターは、地域医療を担う中核病院として、重要な役割を果たしており、更なる充実が求められることから、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第1号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第3号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、10時45分にしたいと思います。

10時30分 休憩

10時46分 再開

日程第53 陳情第2号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第53、陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） ただいま議題になりました陳情第2号について経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

委員会の審査年月日は平成20年3月13日、6人の委員で審査いたしました。

この陳情は、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林の復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情であります。

野生動物との共生を図るという心情は理解できますが、現実に鳥獣被害が多発している現状、尚且つ要望事項の中では、この捕獲した鳥獣を人間とのあつれきがほとんど無いと考えられる所に運んで離す、そういうかなり現実的に難しい部分が見受けられます。そういう現実に照らし合わせた結果、かなりの鳥獣被害がわが大山町でも発生しております。出席議員全員で不採択と決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第54 発議案第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第54、発議案第1号 法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設の増員に関する要請書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員会委員長 椎木 学君。

○提出者（総務常任委員会委員長 椎木 学君） 総務常任委員会の委員長の椎木でございます。

ただいま議題となりました発議案第1号は、平成19年陳情第16号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設の増員に関する要請書、法務局では、高水準を維持している登記申請事件の処理に加え、「登記所備付地図の整備」の推進が政府方針とされたことから、現在、地図の作成業務も実施しています。また、2006(平成18)年1月20日には筆界特定制度が施行され、本年7月末現在で、これまでの境界確定訴訟の4倍以上の申請が提出されています。

また、訟務では裁判の迅速化や人権擁護行政の充実を求める国民の声も、引き続き大きくなっています。

このような状況下で、法務局では、国民の権利と財産・取り引きの安心・安全を担い、法務行政に対する国民の期待に応えるため、総力をあげて事務処理にあたっていますが、職員の絶対数が不足しているため、業務の遅滞に抜本的な対策がとれず、業務の民間委託や恒常的臨時職員の採用などにより、何とか業務を処理しているという、変則的な状態に陥っています。

また、更生保護官署では、もともと保護観察官の数が大幅に不足しているなかで、次々に新規施策が導入され、入国管理官署では、不法入国・不法残留対策、出入国・在留審査業務の増加、少年院施設では、近時の少年犯罪の凶悪化などへの対応で、それぞれ職場は繁忙を極めております。

このような状況から、国会においては「『法務局』『更生保護官署』『入国管理官署』『少年院施設』の増員に関する請願」が、昭和55年から28年間にわたり連続して全会一致で採択されていますが、未だ見るべき改善が図られていない状況にあります。

つきましては、法務省の所掌にかかわる行政事務の適正な処理と職員の労働条件の改善を図るため、法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設への増員を行うよう求めた国会請願の履行を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月26日鳥取県大山町議会、法務大臣・財務大臣・総務大臣宛でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(鹿島 功君) これから質疑を行います。質疑はありますか。11番 諸遊壊司君。

○議員(11番 諸遊壊司君) 内容はオッケーでございますけれど、4行目にね、「本年7月末現在」ということになっております。字句の質問でございますけれども、本年7月末現在ということになっておりますけれど、これ陳情が提出されたのが、昨年12月12日、つまり去年の現在では本年ということですが、これはちょっと変えられた方がいいじゃないかと思ったりします。

○議長(鹿島 功君) 16番、椎木委員長。

○議員(16番 椎木 学君) 議長。全くおおせの通りでございます。昨年の7月末現在の段階でございまして、大変失礼いたしました。この「本年」につきましては、

「昨年」という文字に変更させていただきまして、ご了解いただければと思いますが。

○議長（鹿島 功君） ならそういうことに変更させていただくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） それでは変更、訂正させていただきます。12番、11番いいですか、それで。了解。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第55 発議案第2号

○議長（鹿島 功君） 日程第55、発議案第2号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君。

○提出者（教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君） ただいま議題となりました発議案第2号 陳情第4号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書、国立病院機構米子医療センターは、政策医療として「がん医療」「腎疾患」の包括医療を担い、西部地区の地域がん診療連携拠点病院にも指定され、緩和ケアやがん患者サロンの開設やがん相談支援センターの設置等をすすめています。同時に「長寿医療」や「小児医療」にも積極的に取り組んでいます。

国立病院機構鳥取医療センターは、精神疾患、重症心身障害や神経難病、結核など民間では困難な分野を担い、地域医療の中でも重要な役割を果たしています。精神疾患においては、中国ブロックの基幹医療施設として、専門医療、臨床研究などに取り組んでいます。

政府は、国立高度専門医療センター（がんセンターなどの6施設8病院）を2010年度に非公務員型独立行政法人化することを閣議決定し、2008年度で中期計画が終了する国立病院機構（146病院）についても2009年度より非公務員化することを検討しています。さらに、2007年末までに国立病院を含む全ての独立行政法人

を廃止・民営化・民間委託の対象として全面的に見直し、「整理合理化計画」を策定するとしています。

しかし、国民医療の現状は、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、公立公的病院の廃止・休止などによって、地域医療が崩壊しかねない状態にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっています。医師・看護師の配置についても、日本は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会（参議院）において、医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択されているところです。

また、2008年4月から、4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿）5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の医療連携体制を含む新たな都道府県「医療計画」がスタートすることになっており、国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることが求められています。地域医療と国立病院の充実について、下記の事項を要望します。記、一つ、国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。二つ、地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。三つ、医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出します。平成20年3月26日鳥取県大山町議会。送付先は、内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・総務大臣・国立病院機構であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第56 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第56、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、第33回全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京で開催されますので、これに議員の派遣

をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 5 7 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（鹿島 功君） 日程第 5 7、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 5 8 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（鹿島 功君） 日程第 5 8、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 5 9 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（鹿島 功君） 日程第 5 9、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 6 0 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（鹿島 功君） 日程第 6 0、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 6 1 発議案第 3 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議について

○議長（鹿島 功君） 日程第 6 1、発議案第 3 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 荒松廣志君。

○提出者（荒松廣志君） ただいまご上程いただきました発議案第 3 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議について提案理由の説明をいたします。

大山町では、行財政改革審議会を設置し、喫緊の課題であります財政健全化に向けた取り組みが継続的に行われています。

また、県下の町村議会におきましても、議員定数や議員報酬の見直しが検討・実施されてきており、中でも近隣の江府町では、議員日当制の導入のための要求活動が、連日大きく新聞報道等で報道されております。

つきましては、本議会も議員の定数等を調査するため、調査特別委員会を設置し、閉会中も調査を行うため、会議規則第 1 4 条の規定により提案した次第であります。

1. 委員会の名称は、議員定数等調査特別委員会であります。2. 設置の根拠は、地方自治法第 1 1 0 条及び委員会条例第 6 条であります。3. 目的は、議員定数等に関する調査であります。4. 調査期間は、調査完了までであります。5. 委員の定数は 2 1 人とするものであります。みなさんのご賛同を願い、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） えー、今議員定数の委員会設置に関する決議の発議案が出たわけでありますが、これについて1件だけお伺いしたいと思います。5番の委員の定数であります。まあ事前に全協等で話し合った時に、議長をはねた20名でもという話もあったわけですが、議長と今回の初議案に関しては入れて21名ということですか。まあ、議長の立場っていうのはまた議会を代表する立場でもあるわけで、本会議では議長席でやられるわけですが、そのいわゆる委員会の中でも議長は、議長という立場で出席もできるわけでありまして。基本的に、各いろいろな観点から考えてみれば私は議長を外した20名で特別委員会を作ったらどうかなという気もしておるわけですが、ここら辺についてまあ今回発案者の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。この21名になった理由のご意見をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 荒松廣志君。

○提出者（荒松廣志君） この件に関しましては、議会運営委員会でも協議いたしました。議長を加えた21名とした主な理由は、議長は西部町村会等におきまして、各西部の町村議会、あるいは県の議長会等で、われわれとまた異なったいろんな各町村の状況が把握できておると思います。その中で、そういうご意見も伺いながら、全員で審査する必要があるんじゃないかということ、議長も入れております。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 野口議員と同じ主旨であります。本来議長は、議会の代表者であって、常任委員会等にも一旦就任して、辞職すべきだというのが本来の標準規則であります。議長は、広範な範囲と見識・知識をもって、総合的に指導すべきであって、協議会でも議長自らが自分が入らないというふうなことをおっしゃいましたので「さすがだなー」と考えた次第ですけれども、今日は21名でありまして、協議会のと時の意見と議運の意見が違うなーと思って躊躇しております。尚、委員長にお尋ねいたしますけれども、定数等の、等というのは非常に大事であります。地方自治法が変わりまして、委員会への複数参加等も認められます。このようなことで、「等」ということ、若干説明がありましたが、議運では、提案者ではどの程度考えておられますか。私はさらに議長は一旦就任して、辞職すべきが本来の姿ではないかと思う次第です。以上です。

○提出者（荒松廣志君） 議長、

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○提出者（荒松廣志君） 先ほど17番議員さんに答弁したとおりでございまして、議長の参加については、そういう意図があったということを再度報告しておきます。更にこの「等」につきましては、定数だけじゃなく、報酬等につきましても調査をするという観点から「等」を付けております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。よって、発議案第3号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置された議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名いたしました議員全員を、議員定数等調査特別委員会委員に選任することに決定しました。委員長・副委員長の互選のため、特別委員会を開いていただきたいと思っております。ここで暫時休憩いたします。議員控室に移動してください。

午前11時13分 休憩

午前11時21分 再開

日程第62 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。議員定数等調査特別委員会の委員長・副委員長の互選結果の報告をいたします。

休憩中に開かれました議員定数等調査特別委員会におきまして委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に 森田増範君、副委員長に 椎木 学君がそれぞれ決定しましたのでご報告いたします。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。
平成20年第3回大山町議会定例会を閉会します。ご苦労さんでした。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 11時23分 終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員